

第 25 回全国農業担い手サミット会場設営等委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、第 25 回全国農業担い手サミットの会場設営等に関する業務（以下、「本業務」という。）について、契約の相手方となるべき者を選定するにあたりプロポーザルを実施し、応募した者の中から業務受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名

第 25 回全国農業担い手サミット会場設営等委託業務

(2) 業務の内容

別添「第 25 回全国農業担い手サミット会場設営等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

(4) 提案上限額

11,895 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

①から⑪までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、⑫から⑮に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 応募者は、法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- ③ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- ⑤ 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ⑥ 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者であること。
- ⑦ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について、誓約する者であること。

- ⑨ 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報や個人情報を適切に管理できること。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑪ 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）に開催された、全国規模の会議・大会等で、元請け（元請けとなった共同企業体の構成員を含む。）として、イベント企画及び運営、設営 又はこれに類する業務の実績を有すること。
- ⑫ 共同企業体協定書を締結していること。
- ⑬ 共同企業体の全ての構成員が、①から⑩までの要件を満たしていること。
- ⑭ 共同企業体の構成員の内、⑪を満たす構成員が含まれていること。
- ⑮ 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件の企画提案に参加していないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① 募集要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が一般社団法人全国農業会議所が提示する提案上限額を上回るとき

4 事前説明会の開催

日時：令和5年5月22日（月） 午後1時30分から

方法：Zoomによるオンライン方式

参加方法：参加を希望する事業者は、「説明会参加申込書（様式第1号）」を「11 担当部局」へ提出し、電話により提出が受領されているか確認すること。

5 最優秀提案者の選定方法

（1）審査委員会の開催

実行委員会が設置する「第25回全国農業担い手サミット会場設営等委託業務企画審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、企画内容等について審査を実施する。実行委員会は審査委員会による審査を経て、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）を選定する。

審査委員会の詳細等については、提案を行った者に別途通知する。

応募者が1者のみの場合は、審査委員の合議により、提案の内容について、事業目的を十分に達成できるものであると判断した時は、当該者を「最優秀者」として選定する。

なお、提案者がいない場合には、企画提案募集を一旦中止して、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

(2) 評価基準 (合計 100 点満点)

① 全体管理、企画・運営計画 (35 点)

- ・企画提案書の内容が、募集要領及び仕様書に沿ったものとなっているか。
- ・VIP 出席の式典及び全国規模の大会における企画又は運営業務実績を有しており、本業務に無理なく対応できるか。
- ・主催者との連絡体制や、業務の円滑な実施に当たることのできる実務体制が整っているか。
- ・緊急時における連絡体制等、本業務を確実に履行するための体制が整っているか。

② 全体会の会場設営・舞台装飾に関する業務 (5 点)

- ・ステージ、参加者席、控室等の配置、参加者の会場内動線が利便性、効率性、有効性、安全性に考慮したものとなっているか。

③ 全体会の受付等に関する業務 (5 点)

- ・手荷物預かり所、受付所、セキュリティーチェック所の配置、参加者の会場入口までの動線が利便性、効率性、有効性、安全性を考慮したものとなっているか。

④ 全体会の看板・花装飾等に関する業務 (5 点)

- ・参加者の円滑な誘導が図られるよう適切な場所に看板が配置されているか。
- ・国内産花きを積極的に活用する計画となっているか。

⑤ 全体会場の音響・照明・映像・記録に関する業務 (5 点)

- ・募集要領及び仕様書に沿った業務内容となっているか。
- ・収録に要する人員の適正配置ができているか。

⑥ 全体会の運営及び進行に関する業務 (5 点)

- ・運営管理、進行管理体制は確実かつ効率的か。
- ・司会者として適格な者が企画提案されているか。

⑦ お声かけ会場の備品手配、設営等に関する業務 (5 点)

- ・募集要領及び仕様書に沿った業務内容となっているか。
- ・参加者の導線が利便性、効率性、有効性、安全性に考慮したものとなっているか。

⑧ その他、大会の円滑かつ安全な開催のために必要な業務 (5 点)

- ・募集要領及び仕様書に沿った業務内容となっているか。

⑨ 経費見積 (30 点)

- ・委託料上限額を遵守しており、各業務経費を計上するに当たり、積算内訳及び根拠が明確に示され、経費の偏りがいないか。
- ・仕様書に掲げた業務経費がすべて計上されているか。
- ・経費節減を図るための創意工夫がなされているか。

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案参加申込書（様式第2-1号）：1部
- ② 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）：1部
- ③ 会社概要（様式第4号）：1部
- ④ 過去の類似業務等の実績（様式第5号）：1部
- ⑤ 企画提案書（様式第6号）：10部
 - ・受託業務実施に係る運営体制（様式第7号）
 - ・受託業務実施に係る協力機関・団体との連携図（様式第8号）
 - ・経費見積書（様式第9号）

<共同企業体の場合>

- ① 企画提案参加申込書（様式第2-2号）：1部
- ② 応募資格要件に関する誓約書（様式第2-3号）：1部（※構成員毎）
- ③ 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）：1部（※構成員毎）
- ④ 会社概要（様式第4号）：1部（※構成員毎）
- ⑤ 過去の類似業務などの実績（様式第5号）：1部（※構成員毎）
- ⑥ 共同企業体協定書（様式任意）：1部
- ⑦ 企画提案書（様式第6号）：10部
 - ・受託業務実施に係る運営体制（様式第7号）
 - ・受託業務実施に係る協力機関・団体との連携図（様式第8号）
 - ・経費見積書（様式第9号）

(2) 提出期限

令和5年5月29日(月)午後5時

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

- ① 書類の提出は、原則として電子メールとする。
- ② 「11 担当部局」のメールアドレスに、件名を「第25回全国農業担い手サミット会場設営等委託業務公募型プロポーザル募集の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載して送付すること。なお、ファイル形式はPDFとする。

(5) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

7 企画提案作成等に係る質疑応答期間と方法

- (1) 企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第 10 号）」により行うものとする。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「会場設営等委託業務に関する問い合わせ」として、「11 担当部局」へ提出すること。
- (3) 質問等の受付期間
令和 5 年 5 月 25 日（木） 午後 5 時までとする。
- (4) 質問等への回答
質問等への回答は、その都度速やかに、参加申込書提出者全てに、電子メールにより行う。ただし、各社の独自企画に関わることなどについては、当該質問者のみに回答する。

8 企画提案書提出後のスケジュール

- (1) 審査会の開催：令和 5 年 6 月中旬
- (2) 審査結果通知：令和 5 年 6 月中旬
- (3) 契約締結：令和 5 年 6 月下旬（予定）

9 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査委員会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (4) 募集及び契約については、実行委員会の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。

11 担当部局

一般社団法人全国農業会議所 経営・人材対策部（小嶋、村上）

住 所：〒102-0084 東京都千代田区二番町5番地6

あいおいニッセイ同和損保二番町ビル7階

電 話：03-6910-1124

E-mail：ninaite@nca.or.jp